

# 新潟市の学校運営協議会制度の概要

## 【各校に設置する学校運営協議会の委員と役割】

委員は保護者、地域、学校支援者など、また校長、担当教職員など学校関係者を含む最大15名で構成されます。

委員は知恵を出し合い、権限と責任をもって、次の3つの役割を担います。

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針（学校教育ビジョン）を承認する。
- 2 承認した学校運営の基本方針（学校教育ビジョン）の実現に向けた学校運営について、教育委員会または校長に意見できる。
- 3 教育委員会規則で定める事項について、承認した学校運営の基本方針（学校教育ビジョン）の実現に向けた教職員の任用について、教育委員会に意見できる。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条5

## 【学校運営協議会の主な協議テーマなど】

学校運営協議会は、子どもや学校の現状、課題、その解決や改善に向かう方策など、年間3～4回協議会を開催し、協議を続けます。

学校により協議される内容はさまざまですが、共通する主な協議テーマは、次のとおりです。

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針（学校教育ビジョン）について
- 2 教育活動の進捗、評価、改善の方策など
- 3 その他、子どもや学校が抱えている課題解決に向けた検討 など

「熟慮」と「議論」を重ね、課題解決を目指し、地域の未来を担う子どもの育成について、互いの意見を尊重し合い、知恵を出し合う肯定的で未来志向の話し合いを行います。

## 【学校運営協議会に係るCS事務員の配置】

学校運営協議会の設置に伴い、1校にCS事務員一人を配置できます。

CS事務員は、案内の発送や会場準備、資料印刷、広報などに従事いただきます。